

川崎臨海部土地利用 整序化奨励金の御案内

概要

概要

川崎臨海部にある土地を売却した後に、当該地で新たに製造業が操業を始めた場合、土地売却企業に奨励金を交付します。

対象

- ①川崎臨海部において、**2ヘクタール以上**の土地を売却
- ②売却された土地が**製造業の用**に供されること。

要件

土地に関する今後の利用計画が公表される前に、**市と売却後の土地利用に関する協議**を行うこと。

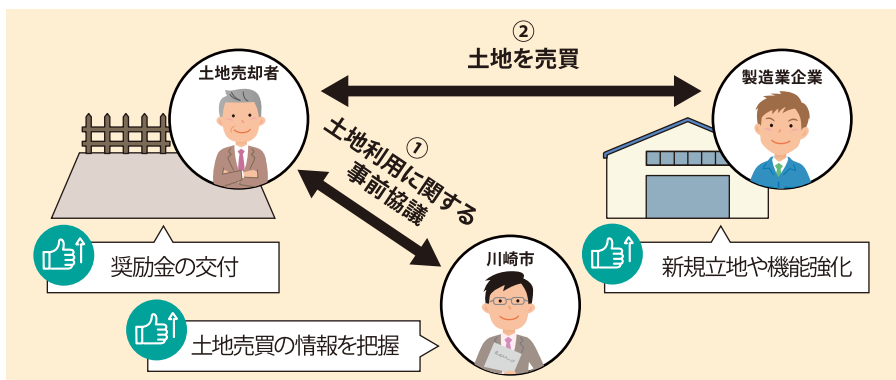
奨励金の額

奨励金の額は、当該土地及び当該土地に存する家屋に係る固定資産税及び都市計画税の額(1年分)に相当する額以内

制度のポイント

無秩序な土地利用の進展を抑制し、コンビナートとしての機能強化を図るため、周辺企業に影響を与える規模の土地売却が行われた場合、コンビナートの機能維持や土地利用の整序化等を戦略的に誘導します。

土地売却の予定がある企業の負担を考慮し、協議期間中の土地所有リスクを低減します。



コンビナートの機能維持
土地利用の整序化

制度の対象エリア



※川崎区内の産業道路以南の区域、多摩川リバーサイド地区、都市再生緊急整備地域「羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域」、「浜川崎駅周辺地域」が該当

川崎臨海部での土地利用に関する質問・相談は、
下記の窓口までお問い合わせください

川崎市臨海部国際戦略本部事業推進部

川崎市川崎区宮本町1番地

TEL:044-200-2075

email:59jigyo@city.kawasaki.jp



詳しくはこちら▲